○防衛省告示第二百十五号

日 本国とアメリ カ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国に

お け る合衆国 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に関する協定第二条 \mathcal{O} 規 定 によりアメリ 力合衆 国 が 使用 を許され る施 設及 び 区域に

つい て、 共 同 使 用、 追 加 提供 及び 新規提供が令和五年十月二十四日次のとおり決定された。

令和五年十月二十六日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎ 共 (同使用

名

所

設

施設

番

号

施

三沢対地射爆撃場

三沢市

在

地

名

所有関係

ル

訓 練施設として共同使用する。 摘

要

土 地:約二、二三五、〇〇〇平方メート

国有

六〇七八					六〇三七					
出砂島射爆撃場					嘉手納飛行場					二〇一二 三沢対地射爆撃場
沖縄県島尻郡渡名喜					沖縄市					三沢市
公有				民有	国有					国有
土地:約二四五、〇〇〇平方メートル	二十日までの間	使用期間:令和五年十一月十日から同月	訓練施設として共同使用する。	土地:約一一、〇〇〇平方メートル	土地:約三一〇平方メートル	月二十日までの間	使用期間:令和五年十一月十五日から同	訓練施設として共同使用する。	ル	土地:約二、二三五、〇〇〇平方メート

十四日までの間

使用期間:令和五年十一月十日から同月

訓練施設として共同使用する。

使用 期間:令和五年十一月十三日から同

月十六日までの間

◎追加提供

〇六六 東千歲駐屯地

千歳市

設

施設番号

施

名

所 在

地

名

所有関係

玉

有

摘

要

土地:

約一〇七、〇〇〇平方メートル

ル

国有

建

物

約一、六〇〇平方メート

工作物 水道等

国有

練施設として追加提供する。

訓

用 期 間 . . 令 和五年十一月十三日 から同

使

年 十二月十八日までの間

陸上自然 衛隊東千歳駐屯地の施設の一 部を、 二〇六二 〇七〇 仙台駐屯地 釧路駐屯地 仙台市 北海道釧路郡釧路町 国有 国有 陸上自 使用 訓練: 地位 建 物 協定 期間:年約六週間 施設として追加提供する。 衛 約六六〇平方メー の関 隊 釧 路 駐 屯地

地位協定第二条第四項心の適用ある施設

及び区域として提供する。 提供期間中は、

地位協定 の関連ある条項 が適用される。

トル

 \mathcal{O} 施設 の —

部を、

地位協定第二条第四項的の適用ある施設

及び区域として提供する。 提供期間中は、

連ある条項 が 適 用される。

土 地 . . 約六、 四〇〇平方メート ル

国有 建 物 約二、〇〇〇平方メートル

工作物: 水道等

国有

三一八九 朝霞駐屯地

和光市、 新座市

国 有

工作物 訓練施設として追加提供する。 : 水道等

国有

使用 期間 : 令和五年十一月十三日 いから同

年十二月十八日までの間

陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一

部を、

訓練施設として追加提供する。

使用 期間:令和五年十一月十三日から同

年十二月十八日までの間

陸上自衛隊仙台駐屯 地 \mathcal{O} 施設の一 部を、

地位協定第二条第四項的の適用ある施設

及び区域として提供する。 提供期間中は、

地位協定 関連 る条項 が 用される。

0

あ

適

建 物… 約二、九〇〇平方メートル

海上演習場関係

◎新規提供

日向灘訓練区域

一区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1 北緯三二度○九分○○秒、東経一三一度三三分五七秒

2 北緯三二度○六分一二秒、東経一三一度四五分○三秒

3 北緯三二度一五分三六秒、東経一三一度四八分二七秒

4 北緯三二度一八分三〇秒、東経一三一度三七分一五秒

地位協定第二条第四項もの適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

高度制限

高度六一〇メートル(二、〇〇〇フィート)以下とする。

三 用 途

本区 一域は、 海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

几 摘要

本区域を、 地位協定第二条第四項的の適用ある施設及び区域として、令和五年十一月十七日から同月

二十七日までの間提供する。この期間中は、 地位協定の関連ある条項が適用される。